

産業廃棄物に含まれる金属等の 検定方法の一部を改正する告示等の公布



産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法(昭和 48 年 2 月環境庁告示第 13 号)の一部を改正する告示等が公布され、令和元年 12 月 1 日から適用されます。

また、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第六条第一項第三号イ(6)に掲げる安定型産業廃棄物として環境大臣が指定する産業廃棄物」(平成 18 年 7 月環境省告示第 105 号)の別表、ほう素又はその化合物に係る検定方法について、見直しが行われました。

改正内容

1. 検定方法告示について

- 1) JIS 改正に伴う所要の規定の整理(JIS K 0102(2008⇒2016)、JIS K 0125(1995⇒2016))。
- 2) 検液作成の振とう前後について、出来るだけ速やかに次の操作に移行する。
- 3) 各項目の検定方法
 - ・アルキル水銀化合物(抽出溶媒をベンゼンからトルエンに変更)。
 - ・カドミウム、鉛、銅、亜鉛、ニッケル並びにそれらの化合物(キレート剤で処理した試料について検定方法の除外)。
 - ・六価クロム化合物(妨害物質を含む試料について、試薬の添加順を変える方法を追加 他)。
 - ・ひ素又はその化合物(予備還元の際、十分な量の KI 溶液及びアスコルビン酸溶液を添加)。
 - ・有機塩素化合物(検定方法の除外。検液作成について、従来の方法を元に修正を加えた方法を別表第 6 として追加)。
 - ・弗化物(検定方法の除外。FIA 法を用いる場合、留出液を硫酸でなく塩酸で中和)。
 - ・フェノール(検定方法の除外)。
- 4) 試薬、器具、装置の各規格について、それぞれ最新の JIS 規格を用いる。

2. 指定安定型産業廃棄物告示について

- 1) 別表中ほう素又はその化合物は、水質環境基準付表 8 に掲げる方法を別表第三欄から除き、JIS K 0102 47.4 に定める方法を追加。

当社では、産業廃棄物の分析にも取り組んでおります。上記の検定方法変更についても対応予定ですので、お気軽にお問い合わせください。

資料 [2019 年 10 月 7 日付 環境省報道発表資料](#)

土壌環境箇所 坂田旭子

